



2025年5月15日

各 位

会社名 株式会社 キ ン グ  
代表者名 代表取締役社長 長 島 希 吉  
(コード番号 8118 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員財務部長 坪 田 隆 宏  
(TEL 03-5434-7282)

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2022年6月29日開催の当社第75期定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続（以下、更新後の買収防衛策を「現プラン」という）を株主の皆様にご承認いただきましたが、現プランの有効期間は上記定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、現プランは2025年6月27日開催予定の第78期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

この現プランの有効期間満了に先立ち、当社は現プラン導入後の社会・経済情勢の変化や買収防衛策を巡る動向等を勘案しつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上させるための取組みとして、継続の是非を含めその在り方について検討を加えてまいりました。

その結果、2025年5月15日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、現プランを継続すること（以下、新たに更新するプランを「本プラン」という）を決定するための議案を本定時株主総会に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本プランの継続にあたり、近時の買収防衛策に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、主に以下の点を変更しております。なお、基本的なスキームの変更はございません。

- ① 本プランの適用対象となる「買付等」の定義を一部見直しました。
- ② 「買付等」や「特定買付者等」に該当するかの基準となる「実質的に支配」または「共同ないし協調して行動」に当たるか否かを判定する際に用いられる基準として別紙2の「共同協調行為等の認定基準」を作成いたしました。
- ③ 非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合、その対価として非適格者の行使に一定の制約が付された第2新株予約権を交付することができる旨、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」を一部修正いたしました。
- ④ その他表現の明確化を含む一部語句の修正・整理等を行いました。

本プランの継続につきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員から賛同を得ております。

なお、当社は本日現在、当社株式の大量取得行為にかかる提案等を一切受けておりませんので申し添えます。また、2025年3月31日現在の株主の状況は、別紙1のとおりです。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付等がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主に、①アパレル市場におけるミッシー・ミセスゾーンで長年にわたって培ってきたブランド力、②ベターアップ商品でのクリエイション展開に特化した高品質・高感度な商品開発力、③優れた製品品質とそれを支える技術力、並びに、高い生産性と縫製技術による生産・供給体制、④当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、⑤充実した教育を受け豊富な販売経験を有する当社のファッション・アドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、⑥テキスタイル事業における企画提案型テキスタイルコンバーターとしての競争力、⑦エステート事業における所有資産の更なる有効活用等にあり、これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

また、当社は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上で、十分な時間を確保することが、株主の皆様のために企業価値向上に関して当社株式の大量買付等を行う者との建設的な対話を行う上でも有効なものになると考えております。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

### 1. 企業価値向上のための取組み

当社は「もの言わぬものに、もの言わせるものづくり」という社是と、「私たちは、常に社会と生活者を見つめ、たゆまぬ創造と変革を行い、より充実した生活にしよう」という企業理念のもと、

- ① ファッション産業という当社の本業に徹する。
- ② ベターアップ商品でのクリエイション展開に特化し、素材・品質・着心地・ファッション性の全てにわたって、高品質・高感度な商品の提供を行い、お客様の満足を目指す。
- ③ 企業規模の大小にとらわれず、その存在価値が株主の皆様・取引先・社員等全ての利害関係者から明確に認められ、安定した収益と成長を確保できるエクセレントカンパニーを目指す。

という方針で経営に取組み、企業価値の向上を図ると共に、社会と経済の発展にも貢献することを経営の基本としております。

これらの考え方にに基づき、更なる企業価値の向上に向け、市場変化に適応すべく既存事業や組織の再編・強化を実施すると共に、M&A等も視野にいたした事業拡大や新規事業の検討も進めてまいります。

なお、利益配分につきましては、安定的かつ業績に見合った配当の継続に努めると共に、内部留保の充実にも努めることを基本方針としております。安定配当の指標といたしましては、1株当たりの年間基本配当を5円とし、また、業績に見合った配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の概ね40%を一つの指標としております。

内部留保につきましては、高効率の企業体質を作り上げるためのブランド開発、店舗開発等の事業投資を優先しつつ、株主還元としての自己株式取得も含め、中長期的な視点で投資効率の高い活用を検討しております。

その実現のためには、安定した成長性と収益性により、企業価値の継続的な向上を図ることが重要であると認識しており、より一層の効率的な経営を推進してまいります。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、経営環境の変化に迅速に対応すると共に、企業経営の「健全性」「透明性」「公正性」「遵法性」を確保することにより、企業価値を持続的に向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としており、企業統治の体制を整備しております。

当社では、取締役会において、企業戦略・事業計画等の方向性を決定する一方、経営意思決定・監督機能と業務執行責任の明確化を図ると共に、その機能の強化・迅速性を実現し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入しております。

また、当社の取締役、執行役員及び事業部門長等で構成する経営会議においては、経営の基本政策及び経営方針に係わる事項、並びに各部門の重要な業務執行案件についての審議を行い、業務執行に対する具体的な対策等を決定しております。

同時に、当社では社外取締役による実効性の高い監督の実現と同時に社外監査役による取締役の職務執行に対する独立性の高い監督体制を構築しております。

この他に、全社委員会として、コンプライアンス委員会や危機管理委員会を設置し、法令遵守意識を徹底し行動規範を高めると共に、危機に関する対応に備える等、内部統制に関する体制強化に努めております。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記Ⅰに記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止すると共に、大量買付等が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランに更新することといたしました。

## 2. 本プランの概要

### (1) 本プランの手続きの設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株式等に対する買付等もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続きを定めるものです。

### (2) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、対抗措置として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当て（会社法第 277 条以降に規定される）の方法により割り当てます。

### (3) 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙 3 ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から構成される独立委員会の判断を経ると共に、株主の皆様が独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、本プラン所定の場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の皆様の意思を確認するよう勧告することがあります。

なお、本プランへの更新時の独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙 4 のとおりです。

### (4) 本新株予約権の行使等による買付者等への影響

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

## 3. 本プランの内容

### (1) 本プランに係る手続き

#### (a) 対象となる買付等

本プランは下記①から③までのいずれかに該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該買付行為を、以下「買付等」という）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」という）は、予め本プランに定める手続きに従うこととします。

- ① 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が 20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付
- ③ 上記①または②に規定される各行為が行われたか否かに関わらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方

を実質的に支配し、若しくはそれらの者が協働ないし協調して行動する関係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>（ただし、当社が発行者である株券等につき、当該特定の株主と当該他の株主の株券等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」という）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称する）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提出するものとし、独立委員会は、これを受けて、本必要情報が株主の皆様のご判断や独立委員会の評価・検討のために不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通じて、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>及び特別関係者（ファンドの場合は各組合員その他の構成員を含む））の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含む）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む）

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。以下別段の定めがない限り同じ。尚、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとする。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。以下同じ。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとする。以下同じ。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとする。以下同じ。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。

<sup>8</sup> 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙2に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙2に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向に基づき、独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合があります。

<sup>9</sup> 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき、合理的に行うものとします。なお、当社取締役会および独立委員会は、本文の③所定の要件該当性の判定につき、必要な範囲で当社の株主に対して必要な情報を求めることがあります。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち非支配株主に対して分配されるシナジーの内容を含む）
  - ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む）
  - ⑤ 買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
  - ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
  - ⑦ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
  - ⑧ その他当社取締役会及び独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求
 

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報等の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として60日以内とする）に買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することができます。
  - ② 独立委員会による検討作業
 

買付者等及び当社取締役会からの情報・資料等（追加的に要求したものも含む）の提供が十分になされたとき独立委員会が認めた場合、独立委員会は、適切な検討期間（原則として60日以内とする。ただし、独立委員会は、独立委員会の評価・検討等のために不十分であると合理的に認められる場合のみ、当該期間の延長（延長期間は最長30日とする）をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」とする）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討を行います。

また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自らまたは当社取締役会を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値については株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとします。
- (d) 独立委員会の勧告
- 独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

① 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)または(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に関して、予め株主総会（以下「株主意思確認総会」という）を開催し、株主意思の確認を実施すべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

② 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を当社取締役会に勧告することができるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当て等の中止及び本新株予約権の無償取得を含む）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

なお、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

ただし、下記(f)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を実施すべき旨の留保を付した場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認するものとします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関係諸法令または金融商品取引所規則等に従い、本プランの各手続きの進捗状況（買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含む）、独立委員会の勧告等の概要、当社取締役会及び株主総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(1)「本プランに係る手続き」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

なお、上記(1)「本プランに係る手続き」(d)のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の勧告を受けて決議します。

- (a) 上記(1)「本プランに係る手続き」(b)及び(c)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続きを遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」という）の処遇等の方針等を含む）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合
- (e) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本新株予約権の無償割当ての概要については、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」をご参照ください。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを変更または廃止する旨

の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。

また、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

尚、当社取締役会は、関係諸法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更等により合理的に必要と認められる軽微な変更に関し、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会及び独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

#### 4. 本プランの合理性

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足し、かつ、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」に示された買収への対応方針・対抗措置に関する考え方を踏まえた内容となっており、東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の原則1-5.(いわゆる買収防衛策)及び補充原則1-5①を踏まえております。

##### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において承認可決されることにより決定されます。また、上記3.(4)に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長及び内容は、当社株主総会のご意思に基づくこととなっております。

また、本プランは、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が予め株主総会を開催し、株主意思の確認を実施すべき旨の留保をした場合には、当社取締役会は、実施の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認する仕組みを備えています。

##### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランには、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しており、当社取締役会が本プランの発動等に関する取締役会決議をする場合には、独立委員会の勧告を最大限に尊重するものとしています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

##### (5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. (1)「本プランに係る手続き」(d)及び2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3. (1)「本プランに係る手続き」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株式等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時においては、本新株予約権の無償割当てを行わないため、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に本新株予約権の行使にかかる手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き」に記載する手続きにより、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きをとった場合、買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記3. (1)「本プランに係る手続き」(d)に記載するとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までこれを中止したり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続き

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを経済した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当て期日を公告いたします。割当て期日における当社の最終の

株主名簿に記録された株主の皆様の本新株予約権が無償にて割り当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当て対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へに交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記の他、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時適切に公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

## 大株主の状況

2025年3月31日現在

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式 を除く)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
キング共栄会	1,170	7.32
一般財団法人 山田育英財団	1,152	7.20
株式会社 中央倉庫	1,014	6.34
LNS MANAGEMENT PTE. LTD (常任代理人 立花証券株式会社)	845	5.29
有限会社 ワイ・エンタープライズ	800	5.00
株式会社 三菱UFJ銀行	750	4.69
山田 幸雄	741	4.63
株式会社 京都銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	740	4.63
大同生命保険 株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	600	3.75
立花証券 株式会社	577	3.61
計	8,390	52.46

- (注)1. 当社は自己株式 8,775千株(35.43%)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 記載株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

### 共同協調行為等の認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案したうえで、総合的に判断する。
  - ※ 以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社および子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員および主要株主を含むものとする。
- (1) 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
  - (2) 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
  - (3) 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為等を行うこと等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
  - (4) 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
  - (5) 当該特定の株主が株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
  - (6) 上記(5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであった場合にその株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
  - (7) 上記(5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者および当該特定の株主（ならびに認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じていた場合に企業価値または株主価値の毀損のおそれほどの程度か
  - (8) 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか
  - (9) 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している若しくは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である若

しくはあったことがあるなどの人的関係が存在するか

- (10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであった場合に、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「特定買付者等」と認定してはならないものとする。）
- (11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「特定買付者等」と認定してはならないものとする。）
- (12) その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような直接的・間接的な関係を有しているか
- (13) その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1) 当社の社外取締役、(2) 当社の社外監査役、または(3) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、その者に関し、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
5. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

尚、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

  - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性
  - (2) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての実施または不実施（本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことを含む）
  - (3) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての中止または無償取得
  - (4) 本プランの廃止または変更
  - (5) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定及びその回答期限
  - (6) 独立委員会の検討期間の設定
  - (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

7. 独立委員会は、6. に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行う。
- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - (2) 買付者等との交渉・協議
  - (3) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - (4) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - (5) 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができる。

以 上

**独立委員会委員略歴**

## 藤井 卓也 氏

1945年 7 月 生まれ  
1968年 4 月 日本銀行入行  
1995年 5 月 同行政策委員会室長  
1997年 5 月 同行発券局長  
1998年 12 月 株式会社日本債券信用銀行頭取  
2001年 4 月 米国 マーシュ・アンド・マクレナン社アジア代表  
2004年 4 月 米国 プロモントリー・フィナンシャル・ジャパン代表CEO  
2012年 6 月 公益財団法人 下中記念財団理事長  
2018年 1 月 CPグループ 正大光明集团有限公司上級顧問（現任）  
2021年 6 月 当社社外取締役（現任）

## 澤田 眞治郎 氏

1954年 9 月 生まれ  
1977年 4 月 三井物産株式会社入社  
2004年 6 月 同社アパレル事業部長  
2013年 4 月 同社執行役員中国総代表  
2015年 4 月 同社常務執行役員中国総代表  
2016年 6 月 エームサービス株式会社常勤監査役  
2018年 6 月 当社社外取締役（現任）

## 今野 秀洋 氏

1944年 7 月 生まれ  
1968年 4 月 通商産業省（現 経済産業省）入省  
1996年 8 月 商務流通審議官  
1998年 6 月 通商政策局長  
2001年 1 月 経済産業審議官  
2003年 2 月 （独）日本貿易保険 理事長  
2010年 6 月 三菱商事株式会社 取締役  
2018年 6 月 （一財）貿易・産業協力振興財団 理事長（現任）

※上記3氏と当社との間において、特別な利害関係はございません。

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」という）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者<sup>9</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者<sup>10</sup>、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>11</sup>（これらの者を総称し、以下、「非適格者」という）は、本新株予約権を行使することができないものとします。尚、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間、いつでも当社が適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権割当て決議の定めるところに従い、本新株予約権を全て無償で取得することができるものとします。

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。

尚、非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合、その対価として、非適格者の行使に一定の制約が付されたもの(取締役会が定める行使条件及び取得条項その他の条件が付された新株予約権。第2新株予約権)を交付することができるものとします。

上記に定めるものの他、本新株予約権の取得条件等の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

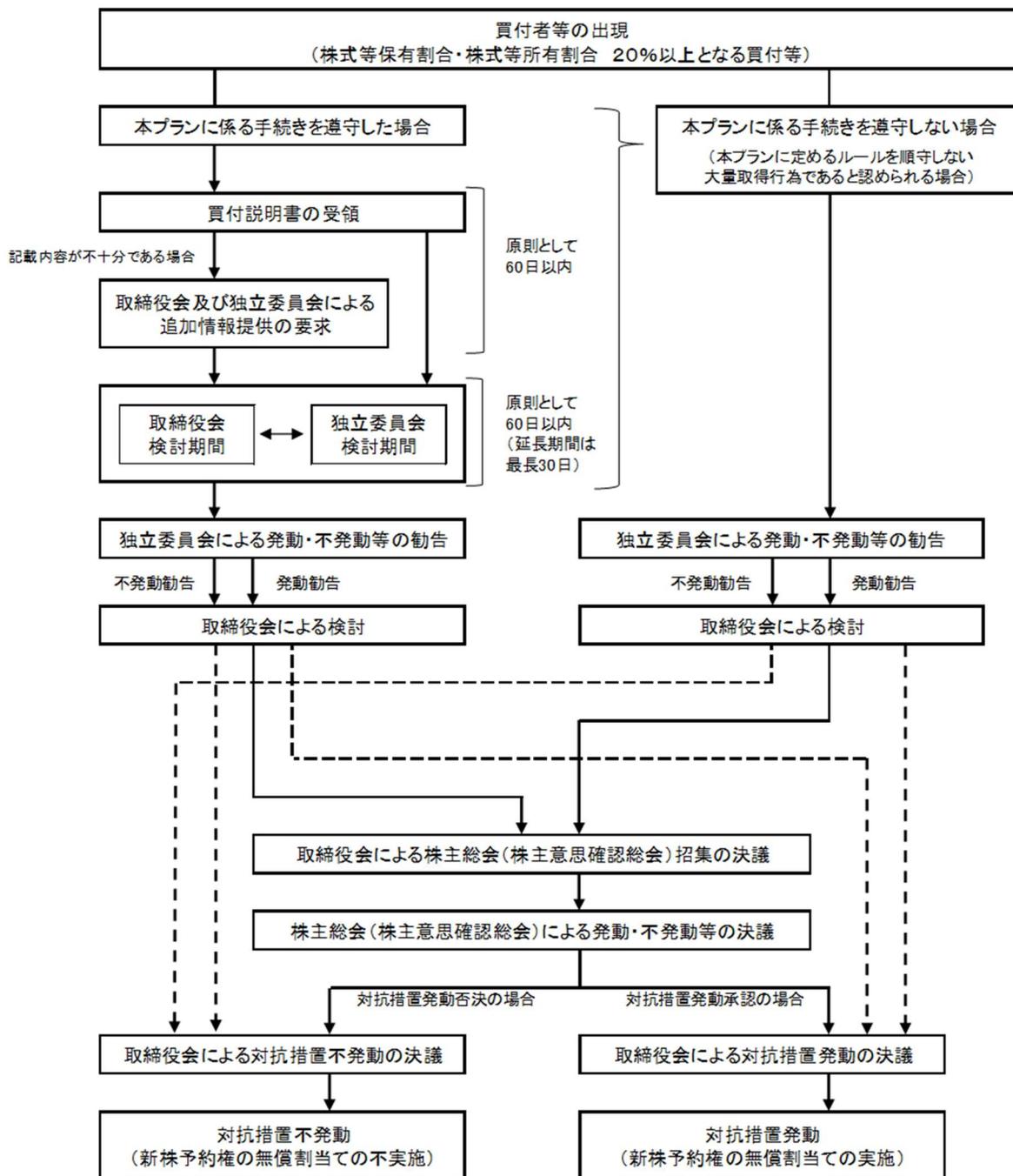
## 9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

- 
- 9 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することになると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 10 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することになると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。尚「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

<当社株式の大量取得行為に関する対応策のフロー図>



(注) 上記のスキームは、本プランに係る手続きの流れの概要をわかりやすく説明するために本プランを図式化したものです。本プランの正確な内容は、本文をご参照ください。